

募集

うれしば保育園びっぴに遊びに来ませんか？

0歳から2歳児までの未就園のお子さんを対象に、月1回、園開放「エミナ」を実施しています。お気軽に遊びに来てください。

日 3月11日(火)午前10時～11時30分 ※毎月第2火曜日予定

定 親子5組

申込方法 園の公式Instagramアカウントからお願いします(電話でも可能)。



@urespappu

申問 うれしば保育園びっぴ

☎ 74-5151



旭川中央警察署から

▼スリップ事故に注意

2月は、強い寒気の影響で降雪や凍結などのためスリップ事故が多発する時期です。

正面衝突の主な要因としては、対向車線を進行してくる車(特に大型トラックなど)から受ける心理的な圧迫によって、間隔を取ろうとしたり減速しようとして不必要なハンドル操作やブレーキ操作をしてしまうことにあります。

冬道での運転は車間距離を十分に取り、急ブレーキ、急ハンドル、急加速、急発進など「急」のつく運転操作はせず、路面状況をしっかり確認しながら安全運転に努めましょう。

申問 旭川中央警察署 ☎ 25-0110

農業委員会だより

次の議案が審議され、承認されました。

▼第17回総会(11月26日開催)

◎農地の利用権(使用賃借)設定に係る合意解約

1件 156,931㎡

◎農地法第18条第1項第2号による農地の合意解約

2件 50,396㎡

◎農地法第3条の規定による許可申請

1件 78,201㎡

◎農用地利用集積計画の決定

20件 540,307.06㎡

▼第18回総会(12月26日開催)

◎農地法第18条第1項第2号による農地の合意解約

3件 47,712㎡

◎農地法第3条の規定による許可申請

1件 57,101㎡

◎農用地利用集積計画の決定

8件 200,295㎡

◎土地の現況証明書の交付

4件 98,366.6㎡

申問 農業委員会事務局

生活保護の申請は国民の権利です

生活保護は収入や資産が国で定めた基準に満たない場合に受けられる制度です。病気や高齢で働けなくなるなど、生活していく上で生活保護を必要とする可能性は誰にでもあります。

持ち家がある方でも生活保護を受けられる場合がありますので、お困りの場合は、ためらわずにご相談ください。

申問・上川総合振興局 社会福祉課

☎ 0166-46-5229

・役場保健福祉課 社会福祉室

福祉係

情報満載

マークの見方

日=日時 所=会場

対=対象 定=定員

内=内容 料=料金

申=申し込み先

問=問い合わせ先

☎=電話番号

FAX=FAX番号

☒=メールアドレス

募集

農産加工室3月利用分申込み受付

3月1日から31日までの間に農村環境改善センター農産加工室の利用を希望する方は、5人以上のグループで、加工品目と数量をまとめてお申し込みください。

申込締切 2月10日(月)

抽選会 2月17日(月)午前9時30分から

所 福祉会館第3研修室

申問 役場農林課 農林業振興室

農政係

交通事故相談所を設置しています

北海道では交通事故相談所を設置し、専門の相談員が無料で相談に応じています。

▼定期巡回相談(事前予約制)

日 2月26日(水)午後1時～4時

※毎月1回開催。相談1件当たりの所要時間は約1時間(相談内容や予約状況によって異なります)。

所 上川総合振興局交通事故相談所

申込締切 2月21日(金)正午まで

申問 上川総合振興局 環境生活課

☎ 46-5923

募集

労働基準監督官を募集します



▼ 2025 年度労働基準監督官採用試験

インターネット受付期間 2月20日(木)～3月24日(月)【受信有効】
 受験資格 (1) 平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれの方。
 (2) 平成16年4月2日以降生まれの方で次の①②に掲げる方。

① 大学（短期大学を除く。）を卒業した方および令和8年3月までに大学を卒業する見込みの方。
 ② 人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方。
回 第1次試験 5月25日(日)
問 北海道労働局 総務部 総務課 人事第一係 ☎ 011-709-2311

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費制度とは

★…8月1日から翌年7月31日まで

医療費と介護サービス費の両方を利用する世帯が、1年間★の自己負担額を合算して基準額（世帯の限度額）を超えた場合、申請により、その超えた額が支給される制度です。対象となる方には、毎年3月～4月頃に「申請のお知らせ」をお送りします。

- ・医療費、または、介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は、対象となりません。
- ・基準額を超える額が500円以下の場合、支給の対象となりません。
- ・新たに後期高齢者医療制度に加入された方や道外から転入された方などは、「申請のお知らせ」をお送りできない場合があります。

■令和5年度分計算期間 令和5年8月1日～令和6年7月31日

■基準額表

負担割合	区 分		基準額（世帯の限度額）
3割	現役並み所得者		【課税所得が690万円以上】 212万円
			【課税所得が380万円以上】 141万円
			【課税所得が145万円以上】 67万円
2割	一定以上所得者		56万円
1割	一 般		31万円
	住民税 非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	
		区分Ⅰ（※2）	

（※1）世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方。

（※2）世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合はその金額から10万円を控除。）、または、老齢福祉年金を受給している方。

問 役場保健福祉課 社会福祉室 国保医療係

募集

成年後見制度
講演会に参加しませんか

成年後見制度について広く周知することを目的に、普及啓発講演会が開催されます。

日 3月4日(火)午後2時～4時30分
所 旭川勤労者福祉会館
講演内容 「成年後見制度の基本知識、身寄りのない方の生活を支えるために」

¥ 無料

参加締切 2月25日(火)

申問 旭川成年後見支援センター
 ☎ 23-1003

生活・仕事巡回相談会

仕事やお金、家族、人間関係など、暮らしに関する悩みごと、困りごとについての相談を受け付けています。事前予約制です。

日 2月20日(木)
 ①午後1時～1時50分
 ②午後2時～2時50分

所 福祉会館第4研修室

定 ①②各1人

申込締切 相談日前日の午後3時

¥ 無料

申問 かみかわ生活あんしんセンター ☎ 38-8800 FAX 33-0021
 ✉ anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

2月7日は「北方領土の日」

北方領土返還要求運動を全国的に盛り上げるため、1981(昭和56)年1月の閣議了解により、毎年2月7日を「北方領土の日」としました。

2月7日は、1855(安政元)年、日露間の国境を択捉島とウルップ島間に定めた「日露通好条約」が結ばれた日です。この機会に北方領土問題に目を向けてみませんか。

旭川地方気象台から



株式会社 MamaLady と

子育て支援に係る連携協定を締結

育児用品やケアグッズの詰め合わせを道内の母親に贈る事業などを展開する株式会社 MamaLady (代表取締役明石奈々) と、12月26日、子育て支援に係る連携協定を締結しました。

同社には本町の子育て支援施策や、施策の財源として「企業版ふるさと納税」を活用するための取り組みにご協力いただきます。締結式で明石代表は「地域の特色を生かした出産祝い品を贈りたい」と話されました。

なお、同社が道内の自治体と連携協定を結ぶのは、本町が初めてです。



▼ 厳冬期の災害に備えましょう

冬の代表的な気象災害である大雪や暴風雪は、しばしば停電被害をもたらします。厳冬期に自宅で暖房器具が使えなくなることは命に直結するため、停電を想定した寒さ対策を考えておきましょう。

また、災害時には、積雪や路面凍結の中でも迅速な避難を行う必要があります。今のうちからハザードマップで避難場所や避難路、非常持ち出し品を確認しておくとともに、あらためてこの機会に気象台の発表する情報についても確認しましょう。

☎ 旭川地方気象台 ☎ 32-7102

ねんきんワンポイント

国民年金保険料の納付は前納制度がお得です

☎ 役場税務住民課 税務住民室 戸籍年金係
旭川年金事務所 ☎ 25-5606

国民年金保険料の納付は、前納すると割引がありお得です。口座振替およびクレジットカードによる前納の申込期限は2月末までです。(10月から翌年3月までの6か月前納の申し込みは8月末まで)

2年分の保険料をまとめて前納すると1.5万円程度の割引!

●国民年金保険料 納入額早見表 (現金納付・口座振替の比較)

令和6年度	1か月分		6か月分		1年分		2年分		
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	
毎月納付(納付書による現金納付、翌月末振替の口座振替)	16,980円	—	101,880円	—	203,760円	—	413,880円	—	
早割(当月末振替の口座振替)	16,920円	60円	101,520円	360円	203,040円	720円	—	—	
6か月前納	(現金納付)	—	—	101,050円	830円	—	—	—	—
	(口座振替)	—	—	100,720円	1,160円	—	—	—	—
1年前納	(現金納付)	—	—	—	—	200,140円	3,620円	—	—
	(口座振替)	—	—	—	—	199,490円	4,270円	—	—
2年前納	(現金納付)	—	—	—	—	—	—	398,590円	15,290円
	(口座振替)	—	—	—	—	—	—	397,290円	16,590円

※クレジットカード納付による納付額は「現金納付」と同額です。

※令和6年度の保険料額を基にした目安額です。令和7年度の保険料額は2月下旬ごろに決定されます。

※前納分は社会保険料控除の対象となります。